

小規模保育事業（A型）の認可について

概要	設置者名	合同会社CHERISH											
	名称	チェリッシュ保育園											
	位置	秋田市茨島四丁目3番36号											
	事業開始予定	平成31年4月1日											
	土地状況	面積	-					所有形態	賃借契約	所有者	(株)ダイヤプラザ		
		建築面積	198.00 m <sup>2</sup>					延床面積	198.00 m <sup>2</sup>	構造	鉄骨造2階建		
	建物状況	補助金	創業支援					所有形態	賃借契約	所有者	(株)ダイヤプラザ		
		保育時間	標準時間	7:30~18:30					短時間	8:00~16:00			
	連携施設	施設名	認定こども園四ツ小屋、新屋幼稚園、のびのびこども園								連携内容	保育支援、代替保育、卒園児受入	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
定員	6	6	7				19	定員6~19人					
現員	-	-	-	-	-	-	0						
設備	乳児室	有	1階		24.37 m <sup>2</sup>			0・1歳	12人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	有	1階		18.00 m <sup>2</sup>								
	小計	計		42.37 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室		39.60 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1階		18.00 m <sup>2</sup>			2歳以上	7人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 13.86 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室		階					2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上				
	小計	計		18.00 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室		13.86 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有						要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有			大:2、小2、乳:1			要					
	調乳室等	有						要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有						要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育に室設置等を	避難用設備						避難用設備を設けなければならない					
		耐火性						耐火建築物又は準耐火建築物					
		転落事故防止設備						転落防止設備を設置					
	屋外遊戯場		無			m <sup>2</sup>			2歳以上	7人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 23.10 m <sup>2</sup> 以上			
場所		代替地対応 (250m)					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地		ひまわり町会館横公園											
保育用具	有			楽器、積木、机・椅子、絵本			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	管理者	有			1人			配置した場合は管理者設置加算を措置		1人			
	保育士	6人	0歳	6人 ÷ 3人 =		2.0人							
			1・2歳	13人 ÷ 6人 =		2.1人							
			3歳	0人 ÷ 20人 =		0.0人							
			4・5歳	0人 ÷ 30人 =		0.0人							
			加配	加配		1.0人							
		計		5人									
	非常勤保育士	有			1人			標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要					
調理員	有			1人			非常勤で可						
事務職員	有			1人			管理者が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科)			1人									
	(歯科)			1人									

設備 以外の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	所有者から10年以上の賃貸借契約の承諾を得ている
	年間事業費の1/12以上を現金で有している	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	小規模保育事業の経営担当役員が社会的信望を有している	適	保育園で勤務実績あり（約5年）
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>ビル1階一区画を賃借し、事業を行う。認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（A型）として認可したい。</p> <p>平成24年から未就園児向けの子育て支援関連の事業を実施してきており、保育士も在籍している。今回の認可申請するに当たっては、園長予定者などが各園を訪問し、実際の現況を含め、保育・運営について勉強しており、円滑な事業開始が見込まれる。</p>		

小規模保育事業（B型）の認可について

概要	設置者名	秋田ライフライン株式会社										
	名称	シエル2号館										
	位置	秋田市東通仲町21番14号										
	事業開始予定	平成31年4月1日										
	土地状況	面積	-			所有形態	-			所有者	個人	
	建物状況	建築面積	91.12 m <sup>2</sup>			延床面積	91.12 m <sup>2</sup>			構造	鉄骨造3階建	
		補助金	なし			所有形態	賃借契約			所有者	個人	
	保育時間	標準時間	7:00~18:00				短時間	8:30~16:30				
	連携施設	施設名	秋田東幼稚園						連携内容	代替保育、卒園児受入		
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準		
定員		6	6	6				18	定員6~19人			
現員		-	-	-	-	-	-	0				
設備	乳児室	改築中	1階		20.07 m <sup>2</sup>			0・1歳	12人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室	改築中	1階		21.93 m <sup>2</sup>							
	小計	計		42.00 m <sup>2</sup>			乳児室又はほふく室		39.60 m <sup>2</sup> 以上			
	保育室	改築中	1階		13.01 m <sup>2</sup>			2歳以上	6人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 11.88 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室			1階					2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上		
	小計	計		13.01 m <sup>2</sup>			保育室又は遊戯室		11.88 m <sup>2</sup> 以上			
	調理室	改築中						要	2歳以上児を入所させる場合設置			
	便所	改築中			大:1、小:1、乳:1			要				
	調乳室等	改築中						要	乳児を入所させる場合に設置			
	沐浴室等	改築中						要	3歳未満児を入所させる場合に設置			
	2階保育に室設置等を	避難用設備						避難用設備を設けなければならない				
		耐火性						耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備						転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場		無			m <sup>2</sup>			2歳以上	6人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 19.80 m <sup>2</sup> 以上		
場所		代替地対応 (200m)					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)					
代替地		拠点第一街区公園										
保育用具	有	手押車、黒板、積木、机・椅子、絵本					保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	管理者	有		1人			配置した場合は管理者設置加算を措置 人					
	保育従事者	うち保育士は、園長含め5人。	5人	0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人							
				1・2歳	12人 ÷ 6人 = 2.0人							
				3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人							
				4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人							
				加配	加配 1.0人							
				計	5人							
	非常勤保育士			1人			標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要					
調理員	採用予定		1人			非常勤で可						
事務職員	兼務		1人			管理者が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科)		1人			嘱託医・歯科医師確保済						
	(歯科)		1人									

設備 以外の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	所有者から10年以上の賃貸借契約の承諾を得ている
	年間事業費の1/12以上を現金で有している	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算書により確認
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	園長の保育実績有り(約50年)
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置予定
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>ビル1階一区画を賃借し、事業を行う。認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（B型）として認可したい。</p> <p>法人としても今年度からシエルアンジュ園（小規模保育事業）を始めており、特段の問題は発生しておらず、順調に園児数を増やしている（H30.12時点、14名）。シエル2号館もシエルアンジュ園と同様の保育が行われると思われる。</p>		

小規模保育事業（A型）の認可について

概要	設置者名	学校法人山王学園								
	名称	こまちベビー園								
	位置	秋田市中通七丁目24番2号内								
	事業開始予定	平成31年12月1日								
	土地状況	面積	368.30 m <sup>2</sup>	所有形態	賃借契約	所有者	東日本旅客鉄道(株)			
	建物状況	建築面積	135.70 m <sup>2</sup>	延床面積	130.20 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造3階建			
		補助金	なし		所有形態	賃借契約	所有者	東日本旅客鉄道(株)		
	保育時間	標準時間	7:00~18:00		短時間	8:30~16:30				
	連携施設	施設名	山王幼稚園・保育園、御所野幼稚園				連携内容	保育支援、代替保育、卒園児受入		
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準
定員		5	5	5				15	定員6~19人	
現員		-	-	-	-	-	-	0		
設備	乳児室	有	1階	33.50 m <sup>2</sup>		0・1歳	10人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 33.00 m <sup>2</sup> 以上			
	ほふく室	有	1階	-						
	小計	計		33.50 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室 33.00 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	有	1階	18.40 m <sup>2</sup>		2歳以上	5人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 9.90 m <sup>2</sup> 以上			
	遊戯室		階			2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計		18.40 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室 9.90 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置		
	便所	有			大:2、小1、乳:1		要			
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置		
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置		
	2階保育に室設置等を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない			
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置			
屋外遊戯場		有	90.50 m <sup>2</sup>		2歳以上	5人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 16.50 m <sup>2</sup> 以上				
	場所	同一敷地内			満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)					
	代替地									
保育用具	有	積木、机・椅子、絵本等		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	管理者	有	1人		配置した場合は管理者設置加算を措置 1人					
	保育士	2名採用予定	6人	0歳	5人 ÷ 3人 = 1.6人					
				1・2歳	10人 ÷ 6人 = 1.6人					
				3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人					
				4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人					
				加配	加配 1.0人					
		計	4人							
	非常勤保育士	採用予定	1人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要					
調理員	有	1人		非常勤で可						
事務職員	有	1人		管理者が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科)	1人								
	(歯科)	1人								

設備 以外の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	所有者から20年間の賃貸借契約の承諾を得ている
	年間事業費の1/12以上を現金で有している	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算書により確認
	小規模保育事業の経営担当役員が社会的信望を有している	適	学校法人
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	学校法人
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>J R 東日本秋田支社が建設している J R 秋田ゲートアリーナ（仮称）内の一区画を賃借し事業を行う。認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（A型）として認可したい。</p> <p>約40年間にわたり幼稚園を運営し、幼保連携型認定こども園を平成27年度から運営していることから教育・保育事業の運営実績は問題はないと考えられる。（平成30年度からは企業主導型保育事業（2歳児まで）を実施している。）</p>		

小規模保育事業（B型）の認可について

概要	設置者名	合同会社優・めばえ保育園								
	名称	めばえ保育園								
	位置	秋田市八橋本町六丁目11番13号								
	事業開始予定	平成31年4月1日								
	土地状況	面積	171.15 m <sup>2</sup>	所有形態	賃借契約	所有者	個人			
	建物状況	建築面積	114.77 m <sup>2</sup>	延床面積	223.22 m <sup>2</sup>	構造	木造2階建			
		補助金	なし		所有形態	賃借契約	所有者	個人		
	保育時間	標準時間	7:30~18:30		短時間	8:30~16:30				
	連携施設	施設名	山王幼稚園、わかこま第一・第二保育園				連携内容	合同保育、卒園児受入		
	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準
定員		6	6	7				19	定員6~19人 (現員はH30.12月現在)	
現員		3	5	6	-	-	-	14		
設備	乳児室	有	1階		19.81 m <sup>2</sup>		0・1歳	12人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 39.60 m <sup>2</sup> 以上		
	ほふく室	有	1階		19.82 m <sup>2</sup>					
	小計	計		39.63 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		39.60 m <sup>2</sup> 以上		
	保育室	有	1階		16.51 m <sup>2</sup>		2歳以上	7人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 13.86 m <sup>2</sup> 以上		
	遊戯室		階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上		
	小計	計		16.51 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		13.86 m <sup>2</sup> 以上		
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置		
	便所	有			大:2、小1、乳:1		要			
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置		
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置		
	2階保育に室設置等を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない			
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置			
屋外遊戯場		有	22.50 m <sup>2</sup>		2歳以上	7人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 23.10 m <sup>2</sup> 以上				
	場所	同一敷地内、公園				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)				
	代替地	八橋本町六丁目公園								
保育用具	有	手押車、楽器、積木、机・椅子、絵本		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	管理者	有	1人		配置した場合は管理者設置加算を措置 1人					
	保育従事者	うち保育士は6人。	7人	0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人					
				1・2歳	13人 ÷ 6人 = 2.1人					
				3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人					
				4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人					
				加配	加配 1.0人					
		計 5人								
	非常勤保育士	有	3人		標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要					
調理員	有	2人		非常勤で可						
事務職員	有	1人		管理者が事務を執る場合は不要						
嘱託医	(小児科)	1人								
	(歯科)	1人								

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	所有者から20年間の賃貸借契約の承諾を得ている
	年間事業費の1/12以上を現金で有している	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	小規模保育事業の経営担当役員が社会的信望を有している	適	小規模保育事業の運営実績有り
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	運営委員会を設置
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	設置主体者の移行案件。個人事業主から法人化（合同会社）したもので、代表者は同一であり、職員を含む財産関係はすべて継承することとなっている。また、保護者との協議も十分に行い同意を得ており、円滑な移行に向けて準備を進めているところである。		